

## 第1回令和2年度浄化槽リノベーション検討会 議事録（案）

日時：令和2年10月19日（月） 13:30～16:30

場所：日本環境整備教育センター4階大会議室

### <出席状況（敬称略）>

出席者 委員：河村清史（委員長）、岩堀恵祐、木曾祥秋、小川浩、蛭江美孝、  
山崎宏史、後藤雅司、高橋康浩、石井栄、宮原靖明、河野正美、  
高橋静雄、高野三津敏  
環境省：山本泰生、白石萌美  
事務局：由田秀人、仁木圭三、濱中俊輔、武田文彦、高橋悟、澤村尚吾、  
大石真弓、大道一夫

### I. 環境省挨拶

環境省浄化槽推進室室長山本泰生より挨拶が行われた。

### II. 委員紹介

各委員の自己紹介が行われた。

### III. 議事

#### 1. 検討会の趣旨説明<資料1>

検討会の趣旨について、資料1（業務仕様書）に基づき事務局より説明があり、以下の意見があった。

- 昨年度のリノベーション業務からどのような経緯で本業務を行っていく予定か。  
（高野委員）  
→昨年度は台帳のプロトタイプの検討を行い、今年度は令和3年4月の台帳システムの配布に向けた検討という位置づけである。（環境省：白石）
- 既に台帳を整備、運営している都道府県でも、既存システムを新しいシステムで運用可能か。（河村委員）  
→今まで使用してきたシステムをそのまま使用することも可能であり、既存のシステムを排除するものではない。（事務局）

## 2. 業務の実施方針・実施計画及び進捗情報について〈資料 2、3、4、5〉

### (1) 災害時の浄化槽の広域的な復旧状況体制作りのための検討〈資料 2、3〉

災害時の浄化槽の広域的な復旧状況体制作りのための検討について資料 2、3 に基づき説明があり、以下の意見があった。

- ヒアリング調査では、平成 30 年 7 月豪雨では処理施設の被災によって、すぐに汚泥を運び込めない状況や浄化槽内に土砂の流入は確認されたか。(蛭江委員)  
→し尿処理施設が被災し処理不可となり、他の処理施設に協力を要請する際、どの処理場であれば土砂が混入した汚泥を処理可能であるのかを広島県では事前に把握しておらず混乱した。土砂交じりの汚泥は、ダンパー車での運び出しとなるがダンパー車の台数が限られており手配に時間を要した。浄化槽内に土砂が混入した場合の対応をいかに効率的に実施できるかが課題であった。(事務局)
- 災害協定は有効であったと考えられたか。(蛭江委員)  
→岡山県は岡山県浄化槽団体協議会、福島県では福島県浄化槽協会と災害協定を締結と災害協定を締結しており、緊急時は県と協議会・協会の関係業者と連携し、迅速に対応できたため、被災状況の把握や、早期復旧が可能となったと考えられた。詳しいヒアリング結果は、第 2 回検討会で報告する。(事務局)
- 区域外の汚泥を受け入れるにあたって、区域外の汚泥を区域内の税金で処理する正当性を示すのは難しいと考えられる。実際どのように対応を行ったかを整理することで、自治体や現場の方も、適切な対応が可能となる。(蛭江委員)
- 資料 3-2 の P.2 において、図を具合的に拡大することは可能か。また、メッシュサイズがあるとより分かりやすい。(河村委員)  
→可能である。メッシュサイズも付記する。(事務局)
- 資料 3-2 の P.2 において、内水氾濫のハザードマップを反映した方がよい。(蛭江委員)  
→今回使用した国土数値情報ダウンロードサービスには内水氾濫情報が扱われていなかったが、内水氾濫区域を無料で閲覧できるサイトがあるため、活用できるか検討する。(事務局)
- 災害は毎年起こりうる状況であるため、災害対策は毎年検討すべき内容であると考えられる。(宮原委員)

(2) 浄化槽台帳システムの作成及び普及展開に向けた検討<資料 2、4、6>

浄化槽台帳システムの作成及び普及展開に向けた検討について、資料 2、4、6 に基づき説明があり、以下の意見があった。

- 資料 4 P.13 管理項目の追加の休止項目について、休止清掃の有無のみでは、休止清掃が実施されなくても休止が可能のようにとらえられる。(河野委員)  
→清掃を行ったかのチェック欄は必要である。項目の工夫を含め検討する。(事務局)  
全量清掃実施日等の具体的な日付を入れると、必ず休止清掃が必要であると理解できるのではないか。(河野委員)
- 既存のシステムを排除するものではないとのことだが、新システムに変えたい場合、データの移行は簡単に行うことが可能か。(小川委員)  
→既存データを一旦出力し、新しい様式に対応するよう変換してから取り込む作業になる。項目については既存システムがどうなっているかによる。CSV だより容易に行える。(事務局)
- 自治体は紙ベースしかないところも多いと思うが、手入力していくしかないのか。(小川委員)  
→一旦電子化するしかないが、指導権限を有している自治体で限定してみると Excel が一番多い。(事務局)
- 今回のシステムにおいて、一番のコンセプト、売りは何か。(蛭江委員)  
→台帳システムが未導入である自治体に対して、国からHP 上で手軽にダウンロード出来る形で提供し、導入を支援するというもの。(環境省：白石)
- お金なく導入ができない自治体への援助か。(蛭江委員)  
→財政的面でもだが、紙媒体等で管理する自治体の電子化を支援する目的もある。(環境省：白石)
- 導入が進んでいない理由がお金の有無ではない場合、環境省が集計している指導普及調査がボタンを一つ押すだけで終わる機能や、国・県で集計しようとしているデータフォーマットに一括変換可能となって手間が省ける等のメリットはあるのか。(蛭江委員)  
→初期投資費用の低減だけではなく、使用した時にメリットがあるかどうかも重要である。例えば、指導対象の所を Excel で打ち出し、地図を見て確認するのではなく、GIS と連携し自動的に地図に落とす機能は、手間を削減できると思うし、環境省に報告するための市町村データを集めることも手間といえるため、台帳の中で自動的にデータを集められるようにしていきたいと考えている。技術的にどのようなことができるかは今後検討していく。(環境省：山本)  
→これまで記録を行っている Excel は届け出と維持管理は別々のファイルで管理

し、保守点検、清掃については実施状況を登録する法改正が行われているため、これを対応するとなるとシステムを導入せざるを得ない。(事務局)

- 誰が入力するのか、保守、清掃、検査全て自治体入力になるのか。各アクションから入力していくのか、どういう設計になっているのか。(木曾委員)  
→入力は自治体または、指定検査機関等に委託した場合は委託先で行う。保守点検、清掃の電子データを個々の浄化槽にキー情報をつけてデータを提出してもらい、キー情報を用いて一括取り込みが可能である。(事務局)
- 管理項目の数が多く全部入力しなければならないか。基本項目のみ最低限の情報が入力されていればよいのか。(岩堀委員)  
→浄化槽台帳システムの整備導入マニュアルでは、行政目的に沿って必要な管理項目を一覧にしてある。今年度の業務で作成する台帳システムは要件定義書に従い管理項目はあくまで枠として作成し、どの管理項目を入力するかは各自治体の判断による。(事務局)
- 都道府県ごとに台帳の中身が違う。数が多いと入力も困難である。2段構え、3段構えの方がよいのではないか。(岩堀委員)
- 項目にランク付けしたり、最低限の項目を設けたらよいのではないか。(河村委員)  
→各自治体にお任せする形になってしまう。浄化槽台帳システムの整備導入マニュアル P.18~19 に行政項目ごとの必要となる情報が整理されているが、項目の精査を再検討し、最低限必要な項目等、段階的に分ける。(事務局)
- 個々の自治体にお任せの形よりも、国の指導普及調査への対応はこの項目を入力する等の見せ方があると便利でよい。(蛭江委員)
- 住所情報が変わった場合、行政が一括で修正できるか。(河村委員)  
→一括修正機能はない。町名変更に関しては、町名が変更された浄化槽を絞り込んで、出力し手作業で変更し取り込む。地番の変更が行われると手間となる。(事務局)
- 住所が違うことによって使いにくくなる。項目が多いほど入力時のミスが増えることが予測されるため、自動で入力ミスが減るような工夫が必要である。(河村委員)  
→ヒアリングの中でも同様の意見があった。できる限り入力ミスをチェックする機能を設ける予定である。(事務局)
- 著作権はどこがもつのか。また、配布後の台帳システムのプログラムをユーザーが変更することは可能か。(高野委員)  
→著作権は環境省がもつことになる。QGIS はオープンソースソフトウェアであり、また、浄化槽台帳システムのソースプログラムを公開するため、ダウンロードした自治体がカスタマイズすることは可能である。(事務局)

- 自治体から顧客情報の提供を求められた場合、業者も個人情報を守らなければならないが、どのような対応になるのか。(高野委員)

→法令に定められた第三者提供の場合は、本人同意を取得しなくてもよいという適用除外の条文がある。(事務局)
- 行政内で維持管理の情報と、汚泥処理の情報は部署が違うが、どのように対応するのか。(高野委員)

→法令改正によって浄化槽台帳の整備に必要な情報を色々なところから収集できるというような条文も入ってきており、それを活用すれば収集は可能になると考える。ただ、応答義務の問題があるため、どこまで実効性があるかは問題が残るが、個人情報の取り扱いの観点ではクリアできると思われる。(事務局)
- 浄化槽台帳システムがバージョンアップされる場合、各自治体でやるのか、環境省がバージョンアップするのか。(高野委員)

→環境省からダウンロードし、各自治体にあった形でカスタマイズしてからシステムが運営された場合、環境省から改変を送っても各自治体では対応できないため各自治体で行っていく形になる。オープンソースで自由な配布のデメリットである。(事務局)

→環境省から配布する浄化槽台帳システムの著作権は、環境省が持つため、環境省から配布する際に著作権の扱いを明示し、浄化槽台帳システムをどのように扱っていくかに関しては条件を明示することになると考えている。各自治体の実状に合わせて自由にカスタマイズを行っていくことができる運用になると考えている。(環境省：山本)
- 個人情報の解釈が自治体ごとに異なる。同じような解釈で周知されないと、台帳システム導入を拒まれる可能性もある。事業者側で打ち込んだデータのやり取りは迅速に行えるのか。(高野委員)

→インターネット経由で直接システムにアクセスできるものだと、自治体側が導入はできないため難しい。(事務局)
- 入力項目が多いと導入に対し抵抗感が生まれる。すでに台帳システムを導入しているところは、この項目すべてデータを入力しているのか。入力を必須とする項目を明確にし、また、内容が変化する可能性のある項目と固定される項目を区別した方がよい。(後藤委員)

→現状でも、全ての届出情報の入力が行っていないと考えられる。

変動項目については、履歴を残した方が良いと考えるため、基本履歴のテーブルに入れる形で検討が必要である。データの選別を考える必要がある。(事務局)
- 設置住所について、地番が複数あるところもあるが対応可能か。また、届け出と

違う型式が設置されていた場合対応可能か。(高野委員)

→7条検査が重要となる。7条検査の際に地番や型式違いなどがあった場合、修正を行う等の対応をしていかななくてはならない。(事務局)

- 施工がきちんとしていないと維持管理状大きな影響を与えるが、施工を確認できるのは7条検査だけなのか。(高野委員)

→工事のテーブルは設けているが自治体に工事情報が提出される流れが作られていない状況である。(事務局)

- プラットフォームのOSがアップデートした際、今回の台帳システムへの対応はどうなっているのか。対応が決まっていなくて手を付けづらい。持続性の部分は大丈夫なのか。(蛭江委員)

→今回の台帳システムは、QGISに台帳システムをアドオン(追加)しているため、OSのアップデートにより、QGIS(土台となるシステム)自体は新たなOSに対応できるよう修正されるが、台帳システムが問題なく作動するかは、動作検証を行わなければならない。自治体に配布後、それぞれの自治体でカスタマイズされると、統制が取れない状態となり、全て環境省で対応することは難しい。カスタマイズせずに使用していれば、環境省で動作確認する方法もある。

QGIS自体は継続してメンテナンスされていく。(事務局)

- 環境省で今後5年、10年と継続的に管理することは可能なのか。

→今回はあくまで台帳システムを無料で配布し、各自治体で対応していく形が基本となる。OSのアップデート後どのような対応を行っていくことが可能かについては、まだ考えておらず、情報提供がどのように行えるか検討が必要である。(環境者：山本)

- 台帳システムに、図面(PDF)を添付することは可能か。また、市町村はシステム導入にあたり、システム業者に委託しないといけないか。(高橋(康)委員)

→ヒアリングにおいて図面を保存できる機能があるとよいという意見もあったが、今回の要件定義書に含まれておらず、各自治体においてカスタマイズを行って対応する形となる。委託については、操作マニュアル等で説明をつけていく予定であり、自治体の担当者でも導入作業は可能である。(事務局)

- システム導入を委託で行って情報が整理されても単独転換等、その後につながるのか疑念が残る。システム導入後のサポートが重要である。(宮原委員)

→自治体に対するサポートとしては、今回の無償のシステム配布、データ整備を技術的にこのようにしたら効率的であるという提示、資金面の補助(補助金)があげられる。(事務局)

- 台帳に入力しているデータにおいては法定検査の内容が一番多いと考えられるが、どこが中心となって入力を行うのか。保守点検の情報はだれが吸い上げるの

か。(石井委員)

→これまで環境省から請負ってきた調査業務で取りまとめた内容を考慮すると、指定検査機関が管理していくのがベストではないかと考えているが、それぞれの自治体ごとに状況が異なるためこうすべきと断定することはできない。(事務局)

- 台帳システムのマニュアルに指定検査機関に委託する場合としない場合のシステム管理に関する事例は掲載するか。(河村委員)

→今現在のマニュアルも指定検査機関が主体となる考えで作っており、自治体と検査機関での情報交換や、指定検査機関が受託して自治体の台帳を管理する図で示している。(事務局)

- 基数や数字が正確であることが重要であるが、無届や廃止届の出していない浄化槽については、現場に直接行かなければ正確な数字は把握できないが、どのように確認を行うか明示するのか。(河野委員)

→昨年の法定検査関係の業務で、こういう手順で台帳整備を行っていくとよいという情報を整理し、既に全国の指定検査機関に提供している。保守点検、清掃、検査の設置場所はいずれも住所表示なので突合しやすく、これらの維持管理情報を突合して取りまとめた後、届け出情報と結びつけていく。結びつけが遅れても維持管理のデータのみで行政指導は可能である。(事務局)

- 無届の浄化槽についてはどのような考え方をすればよいか。

→原則は届け出を提出することとなっているが、提出してもらえないこともあるため、その場合は職権での処理という形で台帳に入れていく方法が提示されている。(事務局)

### (3) 浄化槽に関するデータ活用による管理の高度化及び効率化等に関する検討<資料2、5>

浄化槽に関するデータ活用による管理の高度化及び効率化等に関する検討について資料2、5に基づき説明があり、以下の意見があった。

#### 【保守点検・清掃の記録等のデータ活用について】

- 水質のデータのビックデータとしての解析は、今回の業務範囲に入らないのか。(河村委員)

→データ活用の面では、維持管理に関わるデータで考えると、検査データも保守点検に活用可能である。また、メーカーからの情報と連携されていけば状況判断や、管理計画を立てる際に有用である。どのような情報を組み合わせ、どのようなインフォメーションがあれば維持管理に効果的かつ効率的か提案を行っていききたい。(事務局)

- 保守点検記録票や清掃記録票は、ビックデータに活用するにしても電子データにした方がよい。(高橋(静)委員)  
→データを電子化することも含めて検討する。(事務局)  
行政向けの保守点検記録票とは別にお客様に安心を提供できる記録票があるとよい。保守点検記録票を電子化することで、浄化槽に問題があった場合は浄化槽管理者に対する説明に活用し、早く改善していただくことが可能となる。  
(高橋(静)委員)  
→小型合併処理浄化槽向けのイラスト入りアウトプットが提案されており、今は全浄連から出されている。(事務局)
- 良好な処理水質を確保するには、データの電子化が必須である。(宮原委員)
- 将来的には保守点検・清掃の記録票データは浄化槽台帳システムに統合されることが望ましい。(宮原委員)

#### 【遠隔監視について】

- 第1回データ活用WGの議事要旨より(資料5-2 P.3)、“遠隔監視を用いることで、維持管理費用を下げる事ができれば、住民負担が軽減になる。(小川委員)”とあるが、遠隔監視を行う場合、保守点検業者ごとにデータセンター(データを24時間受け取る体制)を作るには負担が大きく、仮に数社で共同運営するとしてもコスト的な課題がある。(高橋(静)委員)  
→数年後のブロワ交換など、費用がかかる内容は早めにお知らせするアウトプットの方法等、メーカーの情報や過去のブロワ交換時期の頻度のデータを使いながら、管理士に情報を伝達できるような検討もできればよいと考えている。  
(事務局)
  - 保守点検等の電子化・遠隔監視ともに保守点検業者等に具体的なメリットを示した提案が必要である。(木曾委員)
  - どのデータをどのように解析あるいは評価すると、業務の効率化・高度化に有効か検討したほうがよい。(木曾委員)
3. 今後のスケジュールについて<資料6>
- 第2回検討会は11月19日13:30~に開催
  - 第3回検討会は12月16日13:30~に開催

<資料>

- 議事次第
- 令和2年度浄化槽リノベーション検討業務仕様書（資料1）
- 令和2年度浄化槽リノベーション検討業務検討会実施計画（資料2）
- 災害時の浄化槽の広域的な復旧体制作りのための検討WG実施計画（資料3-1）
- 災害時の浄化槽の広域的な復旧体制作りのための検討について（資料3-2）
- 浄化槽台帳システムの作成及び普及展開に向けた検討（資料4）
- 浄化槽に関するデータ活用による管理の高度化及び効率化等に関する検討WG実施計画（資料5-1）
- 浄化槽に関するデータ活用による管理の高度化に関する検討の進捗情報（資料5-2）
- 令和2年度浄化槽リノベーション検討業務実施スケジュール（資料6）